限定承認公告

本籍北海道札幌市南区真駒内柏丘一〇丁目一七番地三一五、最後の住所北海道釧路市武佐三丁目三一番二二号

被相続人　亡　池　義昭

右被相続人は平成二十二年三月六日死亡し、その相続人は平成二十二年六月一日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

北海道釧路市浦見三丁目四番一四号

相続財産管理人池るみ子

右代理人弁護士　今　瞭美

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市港南区最戸一丁目一二番、最後の住所神奈川県横浜市港南区最戸一丁目一二番二七号　ニューシャルム上大岡三〇三

被相続人　亡　苗村　新一

右被相続人は平成二十二年二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十二年六月一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号　丸の内ビルディング一二〇四区

相続財産管理人苗村賢一

代理人弁護士　堤　淳一

限定承認公告

本籍東京都新宿区大久保二丁目一一八番地、最後の住所東京都三鷹市新川四丁目七番六号

被相続人　亡　中　義晴

右被相続人は平成二十二年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年六月二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

東京都豊島区長崎二丁目二九番一七号

限定承認者　小松原ひとみ

限定承認公告

本籍神奈川県鎌倉市大船二丁目四五〇番地、最後の住所茨城県土浦市板谷一丁目七一一番地二四

被相続人　亡　越智　昌利

右被相続人は平成二十二年二月一日死亡し、その相続人は平成二十二年五月二十六日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

東京都世田谷区八幡山一丁目五番九号

相続財産管理人　越智　祐輔

限定承認公告

本籍福岡県福岡市博多区那珂三丁目一〇三番地、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区平戸町五四三四番地四クレストコート東戸塚Ⅱ－四〇六

被相続人　亡　廣田　欣哉

右被相続人は平成二十二年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

神奈川県横浜市戸塚区平戸町五四三四番地四クレストコート東戸塚Ⅱ－四〇六

相続財産管理人　廣田　春枝

限定承認公告

本籍静岡県御前崎市新野八六六番地二、最後の住所静岡県御前崎市新野八六六番地の二

被相続人　亡　牧野　正

右被相続人は平成二十二年二月十五日死亡し、その相続人は平成二十二年六月一日静岡家庭裁判所掛川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

静岡県掛川市岩滑一一八一番地の二

相続財産管理人　藤澤　啓子

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市出雲井町二九三番地一、最後の住所名古屋市千種区山添町二丁目四八番地ルモン覚王山二〇一

被相続人　亡　中浪　義夫

右被相続人は平成二十二年三月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年六月三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

名古屋市千種区山添町二丁目四八番地ルモン覚王山二〇一

相続財産管理人　中浪トミ江

限定承認公告

本籍兵庫県姫路市塩町一九四番地、最後の住所兵庫県姫路市梅ヶ谷町五番六号

被相続人　亡　柴田　彰

右被相続人は平成二十年十月十日死亡し、その相続人は平成二十二年六月三日神戸家庭裁判所姫路支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

兵庫県たつの市神岡町東觜崎五四三番地一ふらっとハウス楓2の一〇一

限定承認者　柴田　行博

限定承認公告

本籍高知県安芸市川北甲三五七三番地、最後の住所高知市佐々木町二〇番地四

被相続人　亡　岡峯　勝彦

右被相続人は平成二十二年一月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年六月四日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十一日

高知市塚ノ原一六二番地四

相続財産管理人　岡峯　清勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千九百五十五万円（但し、A号優先出資については金一千九百九十万円、B号優先出資については金一千九百六十五万円）減少し、金三十億二千二十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十一日付第一二二号九
調達第一〇八号一〇四ペー
六ページ●同日付第一二三号一六ページ●同日付政府
ジ●五月二十一日付参会第二三号四〇ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月十九日
掲載頁　五十六頁（号外第八十四号）
平成二十二年六月十一日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ケーエージー・セブン・インベストメント特定目的会社　取締役　粟国　正樹

正　誤

平成二十二年四月二十三日（号外第八十八号）公布総務省令第五十六号（無線設備規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二〇ページ上段表中「副次的に発する電波の強度」は「副次的に発する電波の限度」の誤り。

同日（同号外）総務省告示第百七十六号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

三八ページ下段表中

「任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値」は「任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値」

誤り。

四二ページ上段表中

「任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇kHzデシベル以下の値」は「任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値」

誤り。

平成二十二年五月二十七日法務省告示第二百四十六号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ一段終りから一七行目から一五行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
一〇一	二	終りから一四	團藤　丈士	團藤　丈士